

国 不 参 第 80 号
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人マンション管理業協会理事長あて

国土交通省不動産・建設経済局参事官

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 83 条第 2 項等に規定する掲示に
デジタルサイネージを活用することについて

政府においては、令和 4 年 6 月 3 日にデジタル臨時行政調査会が決定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、掲示規制等に関する見直しを行うこととしており、これを踏まえ、令和 4 年 12 月 21 日に「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が策定・公表されたところである。

その中で、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号。以下「規則」という。）第 83 条第 2 項及び第 89 条第 3 項に規定する掲示が見直しの対象とされており、現状においてはデジタル原則に適合する方法が可能か否か不明確であるため、当該方法の活用が可能であることを明確にする必要がある。

ついては、下記のとおり通知するので、貴団体に置かれては、貴団体加盟の事業者に対する周知・徹底を図られたい。

記

規則第 83 条第 2 項及び第 89 条第 3 項に規定する説明会の開催の日時及び場所に関する掲示については、文書での掲示に加え、デジタルサイネージを活用することも可能である。ただし、この場合、規則第 83 条第 2 項の掲示は同項の区分所有者等及び管理者等が、規則第 89 条第 3 項の掲示は同項の区分所有者等が常時確認できる形で行うこと。

以上